

【 処置 】

467 膜洗浄（子宮内膜搔爬術時等）の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

次の手術時の J 072 膜洗浄（熱性洗浄を含む。）の算定は、原則として認められない。

- (1) K861 子宮内膜搔爬術
- (2) K866 子宮頸管ポリープ切除術
- (3) K909 流産手術

○ 取扱いを作成した根拠等

手術時の処置料の算定については、厚生労働省通知^{*}に「手術当日に、手術（自己血貯血を除く。）に関連して行う処置（ギプスを除く。）の費用及び注射の手技料は、術前、術後にかかわらず算定できない。」と示されており、上記(1)から(3)の手術に関連して実施する膜洗浄は、当該通知に照らし算定できない。

以上のことから、上記(1)から(3)の手術時の J 072 膜洗浄（熱性洗浄を含む。）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について